

○農業保険法施行規則第三百一十一条第二号及び同令第三百三十三条において準用する同令第九十八条第一号の規定による果実の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十一号)

(最終改正…平成三〇年一〇月一九日農林水産省告示第二三一二号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第三百一十一条第二号及び同令第三百三十三条において準用する同令第九十八条第一号の規定に基づき、同令第三百三十一条第二号及び同令第三百三十三条において準用する同令第九十八条第一号の規定による果実の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を次のように定める。

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第三百一十一条第二号の規定による収穫量の調整は、その年産における類区分（法第四百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）

（同条第五項の規定により細区分が定められた類区分を定めたときは、当該細区分。以下「類区分等」という。）ごとの同号の果実の収穫量に、果樹共済標準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水

産省告示第六百四十九号。以下「標準収穫量準則」という。）第一第一項第二号に規定する標準品質指数及び次に掲げる指数を乗じて行うものとする。

一 標準収穫量準則第一第一項第二号イの規定により標準収穫量（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第四百八十八条第一項第一号の標準収穫量をいう。以下同じ。）を定めた場合にあつては、当該標準品質指数の算出の基礎となつた当該組合員等が過去二年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度との比として組合等が定める指数

二 標準収穫量準則第一第一項第二号ロの規定により標準収穫量を定めた場合にあつては、当該標準品質指数の算出の基礎となつた当該組合員等が過去五年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度との比として組合等が定める指数

2 規則第百三十三条において準用する規則第九十八条第一号の規定による収穫量の調整は、その年産における類区分ごとの同号の果実の収穫量に、果樹共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林

水産省告示第六百五十号) 第三第一項に規定する基準品質指数及び次に掲げる指数を乗じて行うものとする。

一 標準収穫量準則第二第一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額(法第四百四十八条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。)を定めた場合にあつては、当該基準品質指数の算出の基礎となつた当該組合員等が過去二年間に収穫した当該類区分に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分に係る果実の品質の程度之比として組合等が定める指数

二 標準収穫量準則第二第二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあつては、当該基準品質指数の算出の基礎となつた当該組合員等が過去五年間に収穫した当該類区分に係る果実の品質の程度に対する当該組合員等がその年に収穫した当該類区分に係る果実の品質の程度之比として組合等が定める指数

## 附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一九日農林水産省告示第二三二二号)

この告示は、公布の日から施行する。